

熊本城催事審査会議設置要綱

制定 令和 7 年 3 月 24 日市長決裁

(設置)

第1条 熊本城公園における熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し(以下「催事」という。)の開催について審議を行うため、熊本城催事審査会議(以下「会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱に定める仮申請の承認の可否の審査及び付与する条件に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 熊本城総合事務所長
- (2) 熊本城総合事務所総務管理課長
- (3) 熊本城総合事務所復旧整備課長
- (4) 熊本城調査研究センター所長
- (5) 文化財課長
- (6) 観光政策課長
- (7) 誘致戦略課長

2 会議に会長を置き、熊本城総合事務所長をもって充てる。

3 会長に事故等あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を臨時委員に指名して出席させることができる。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員(臨時委員を除く。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、催事使用者等を会議に出席させその説明又は意見を聴くことができる。

(持回り審議)

第5条 会議の審議事項について緊急を要すると会長が認めるときは、持回りによる審議をすることができる。

(報告)

第6条 会長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 会議に参加したものは、議事の内容を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は熊本城総合事務所総務管理課において行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。